

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 27 年 8 月 21 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500037号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500062号

第1 結論

請求者のA社における昭和56年5月1日から昭和57年5月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から昭和58年6月1日までの期間、同年9月1日から昭和59年7月1日までの期間、同年10月1日から昭和62年1月1日までの期間、同年2月1日から同年6月1日までの期間、同年7月1日から平成6年11月1日までの期間及び平成7年1月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を別紙のとおり訂正することが必要である。

昭和56年5月から昭和57年4月までの期間、同年6月、同年8月から昭和58年5月までの期間、同年9月から昭和59年6月までの期間、同年10月から昭和61年12月までの期間、昭和62年2月から同年5月までの期間、同年7月から平成6年10月までの期間及び平成7年1月から同年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和56年5月から昭和57年4月までの期間、同年6月、同年8月から昭和58年5月までの期間、同年9月から昭和59年6月までの期間、同年10月から昭和61年12月までの期間、昭和62年2月から同年5月までの期間、同年7月から平成6年10月までの期間及び平成7年1月から同年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年5月1日から平成10年10月1日まで

A社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和56年5月1日から昭和57年5月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から昭和58年6月1日までの期間、同年9月1日から昭和59年7月1日までの期間、同年10月1日から昭和62年1月1日までの期間、同年2月1日から同年6月1日までの期間、同年7月1日から平成6年11月1日までの期間及び平成7年1月1日から同年10月1日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払をA社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、昭和56年5月から昭和57年4月までの期間、同年6月、同年8月

から昭和 58 年 5 月までの期間、同年 9 月から昭和 59 年 6 月までの期間、同年 10 月から昭和 61 年 12 月までの期間、昭和 62 年 2 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月から平成 6 年 10 月までの期間及び平成 7 年 1 月から同年 9 月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、別紙のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「請求期間において、請求者の請求どおりの届出を行ったか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である。」旨回答しているが、事業主から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書並びに健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載された標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致している上、昭和 56 年 5 月 1 日から昭和 57 年 5 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から昭和 58 年 6 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から昭和 59 年 7 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から昭和 62 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から平成 6 年 11 月 1 日までの期間及び平成 7 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、前述の給料支払明細書から認められる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者に係る昭和 56 年 5 月から昭和 57 年 4 月までの期間、同年 6 月、同年 8 月から昭和 58 年 5 月までの期間、同年 9 月から昭和 59 年 6 月までの期間、同年 10 月から昭和 61 年 12 月までの期間、昭和 62 年 2 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月から平成 6 年 10 月までの期間及び平成 7 年 1 月から同年 9 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和 57 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、昭和 58 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、昭和 59 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、昭和 62 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、平成 6 年 11 月 1 日から平成 7 年 1 月 1 日までの期間及び同年 10 月 1 日から平成 10 年 10 月 1 日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う当該期間の標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額以下であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、訂正は認められない。

また、請求期間のうち、昭和 58 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないため、訂正は認められない。

別紙

請求期間 (自)	請求期間 (至)	訂正前 標準報酬月額	訂正後 標準報酬月額
昭和 56 年 5 月	昭和 56 年 8 月	24 万円	26 万円
昭和 56 年 9 月	昭和 56 年 9 月	24 万円	30 万円
昭和 56 年 10 月	昭和 57 年 4 月	24 万円	26 万円
昭和 57 年 6 月	昭和 57 年 6 月	24 万円	26 万円
昭和 57 年 8 月	昭和 57 年 9 月	24 万円	26 万円
昭和 57 年 10 月	昭和 57 年 11 月	24 万円	28 万円
昭和 57 年 12 月	昭和 58 年 1 月	24 万円	26 万円
昭和 58 年 2 月	昭和 58 年 3 月	24 万円	28 万円
昭和 58 年 4 月	昭和 58 年 5 月	24 万円	26 万円
昭和 58 年 9 月	昭和 58 年 9 月	24 万円	28 万円
昭和 58 年 10 月	昭和 58 年 11 月	26 万円	30 万円
昭和 58 年 12 月	昭和 59 年 1 月	26 万円	28 万円
昭和 59 年 2 月	昭和 59 年 4 月	26 万円	32 万円
昭和 59 年 5 月	昭和 59 年 5 月	26 万円	36 万円
昭和 59 年 6 月	昭和 59 年 6 月	26 万円	38 万円
昭和 59 年 10 月	昭和 60 年 1 月	26 万円	32 万円
昭和 60 年 2 月	昭和 60 年 4 月	26 万円	36 万円
昭和 60 年 5 月	昭和 60 年 6 月	26 万円	34 万円
昭和 60 年 7 月	昭和 60 年 7 月	26 万円	38 万円
昭和 60 年 8 月	昭和 60 年 8 月	26 万円	36 万円
昭和 60 年 9 月	昭和 60 年 9 月	26 万円	32 万円
昭和 60 年 10 月	昭和 60 年 12 月	28 万円	36 万円
昭和 61 年 1 月	昭和 61 年 2 月	28 万円	34 万円
昭和 61 年 3 月	昭和 61 年 7 月	28 万円	36 万円

請求期間 (自)	請求期間 (至)	訂正前 標準報酬月額	訂正後 標準報酬月額
昭和 61 年 8 月	昭和 61 年 8 月	28 万円	38 万円
昭和 61 年 9 月	昭和 61 年 9 月	28 万円	41 万円
昭和 61 年 10 月	昭和 61 年 12 月	30 万円	38 万円
昭和 62 年 2 月	昭和 62 年 3 月	30 万円	38 万円
昭和 62 年 4 月	昭和 62 年 4 月	30 万円	34 万円
昭和 62 年 5 月	昭和 62 年 5 月	30 万円	32 万円
昭和 62 年 7 月	昭和 62 年 7 月	30 万円	32 万円
昭和 62 年 8 月	昭和 62 年 8 月	30 万円	34 万円
昭和 62 年 9 月	昭和 62 年 9 月	30 万円	36 万円
昭和 62 年 10 月	昭和 63 年 9 月	30 万円	32 万円
昭和 63 年 10 月	昭和 63 年 12 月	32 万円	41 万円
平成元年 1 月	平成元年 1 月	32 万円	38 万円
平成元年 2 月	平成元年 9 月	32 万円	41 万円
平成元年 10 月	平成元年 10 月	32 万円	44 万円
平成元年 11 月	平成元年 12 月	32 万円	47 万円
平成 2 年 1 月	平成 2 年 1 月	32 万円	44 万円
平成 2 年 2 月	平成 2 年 3 月	32 万円	47 万円
平成 2 年 4 月	平成 2 年 4 月	32 万円	44 万円
平成 2 年 5 月	平成 2 年 6 月	36 万円	47 万円
平成 2 年 7 月	平成 2 年 8 月	36 万円	44 万円
平成 2 年 9 月	平成 2 年 9 月	36 万円	47 万円
平成 2 年 10 月	平成 2 年 10 月	36 万円	44 万円
平成 2 年 11 月	平成 3 年 1 月	36 万円	47 万円
平成 3 年 2 月	平成 3 年 2 月	36 万円	44 万円

請求期間 (自)	請求期間 (至)	訂正前 標準報酬月額	訂正後 標準報酬月額
平成3年3月	平成3年3月	36万円	47万円
平成3年4月	平成3年4月	36万円	44万円
平成3年5月	平成3年5月	36万円	47万円
平成3年6月	平成3年6月	36万円	44万円
平成3年7月	平成3年8月	36万円	47万円
平成3年9月	平成3年9月	41万円	47万円
平成3年10月	平成3年11月	41万円	44万円
平成3年12月	平成4年3月	41万円	47万円
平成4年4月	平成4年4月	41万円	44万円
平成4年5月	平成4年5月	41万円	53万円
平成4年6月	平成4年6月	41万円	44万円
平成4年7月	平成4年8月	41万円	53万円
平成4年9月	平成5年1月	41万円	47万円
平成5年2月	平成5年2月	41万円	44万円
平成5年3月	平成5年9月	41万円	47万円
平成5年10月	平成5年11月	44万円	50万円
平成5年12月	平成5年12月	44万円	47万円
平成6年1月	平成6年8月	44万円	50万円
平成6年9月	平成6年10月	50万円	53万円
平成7年1月	平成7年3月	50万円	53万円
平成7年4月	平成7年5月	50万円	56万円
平成7年6月	平成7年6月	50万円	53万円
平成7年7月	平成7年8月	50万円	56万円
平成7年9月	平成7年9月	50万円	53万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500128号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500063号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年3月21日から同年5月6日まで

A社における厚生年金保険の記録は、平成元年3月6日に取得した被保険者資格を同年3月21日に喪失し、同年5月6日に再び被保険者資格を取得した記録となっているが、途中で退職したことは無く継続して勤務していたので、調査の上、請求期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「A社で、平成元年3月から平成5年2月まで継続して勤務した。」旨主張しているが、B社の取締役は、「当社が保管する平成元年3月分及び同年4月分の給料台帳によると、請求者に給与を支給していないことから、請求者は、請求期間においては勤務していなかったと思う。」旨回答しているところ、同取締役から提出されたA社に係る平成元年3月30日及び同年4月30日支払の給料台帳(写し)には、請求者の氏名は記載されておらず、請求者の請求期間に係る勤務実態を確認することができない上、平成元年5月30日支払の給料台帳(写し)においても、請求者の給与から厚生年金保険料は控除されておらず、請求期間に係る厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、オンライン記録により、A社において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録が確認でき、連絡先の判明した者に照会を行ったところ、請求者が氏名を挙げた同僚を含む4人が請求者を記憶しているものの、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除をうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、請求者の雇用保険加入記録を照会したところ、請求者は、請求期間中の平成元年3月23日に求職の申込みを行っており、請求内容と符合しない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。